

令和元年第4回

# 長万部町議会定例会会議録

令和 元年12月12日 開会

令和 元年12月17日 閉会

長 万 部 町 議 会

# 目 次

令和 元年 1 2 月 1 2 日 (木曜日) 第 1 号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出席議員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○町長行政報告	-----	3 頁
○承認第 1 号 専決処分の承認について (令和元年度長万部町一般計補正予算 (第 7 号))	-----	10 頁
○議案第 1 号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例	-----	11 頁
○議案第 2 号 長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例	-----	13 頁
○議案第 3 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例	-----	15 頁
○議案第 4 号 長万部町し尿処理施設解体基金条例	-----	16 頁
○議案第 5 号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	17 頁
○議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	18 頁
○議案第 7 号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例	-----	19 頁
○議案第 8 号 職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例	-----	20 頁
○議案第 9 号 長万部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	-----	21 頁
○議案第 10 号 長万部町収入証紙条例の一部を改正する条例	-----	22 頁
○議案第 11 号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-----	23 頁
○議案第 12 号 長万部町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例	-----	24 頁

○議案第13号	長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	-----	24頁
○議案第14号	議決の変更について	-----	25頁
○議案第15号	山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分について	-----	26頁
○議案第16号	令和元年度長万部町一般会計補正予算（第8号）	-----	27頁
○議案第17号	令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	-----	31頁
○議案第18号	令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）	-----	32頁
○議案第19号	令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	-----	33頁
○議案第20号	令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）	-----	34頁
○議案第21号	令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）	-----	35頁
○議案第22号	令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）	-----	36頁
○諸般の報告	-----	-----	37頁
○同意第1号	長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について	-----	37頁
○選挙第1号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	-----	38頁
○休会の決定	-----	-----	39頁
○散会宣告	-----	-----	39頁

## 令和元年第4回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 元年12月12日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 元年12月12日（木） 午前10時00分

### ◎応招議員（10名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

### ◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木幡正志	水道ガス課長	中里博也
副町長	佐藤英代	出納室長	小川洋
総務課長	本前武広	消防長	中田義之
まちづくり推進課長	加藤慶一	病院事務長	田辺知行
新幹線推進課長	岸上尚生	教育長	近藤英隆
税務課長	中山裕幸	教育次長	岡野喜美雄
町民課長	佐藤剛	教育委員会事務局参事	佐藤修
保健福祉課長	岡部忠	選挙管理委員会事務局書記長	本前武広
健康推進室長	野澤明子	監査事務局長	豊嶋慎一
産業振興課長	對馬政宏	農業委員会事務局長	對馬政宏
建設課長	神野隆之		

### ◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	豊嶋慎一
議事係長	増田理恵
議事係	工藤大智

---

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町長行政報告
日程第4	承認第1号	専決処分の承認について (令和元年度長万部町一般会計補正予算(第7号))
日程第5	議案第1号	長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
日程第6	議案第2号	長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
日程第7	議案第3号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第8	議案第4号	長万部町し尿処理施設解体基金条例
日程第9	議案第5号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第6号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第7号	長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第8号	職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第9号	長万部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第10号	長万部町収入証紙条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第11号	長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第12号	長万部町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第13号	長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第14号	議決の変更について
日程第19	議案第15号	山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分について
日程第20	議案第16号	令和元年度長万部町一般会計補正予算(第8号)
日程第21	議案第17号	令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第22	議案第18号	令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第23	議案第19号	令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第24	議案第20号	令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算(第2号)
日程第25	議案第21号	令和元年度長万部町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第26	議案第22号	令和元年度長万部町病院事業会計補正予算(第2号)
日程第27	同意第1号	長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第28	選挙第1号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

---

---

## ◎開会・開議宣告・議事日程

---

### 10時00分 開会

- 議長（辻義雄） ただいまの出席議員は10名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回長万部町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
- 

## ◎諸般の報告

---

- 議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。  
豊嶋事務局長。
- 議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。監査委員から9月分、10月分の出納検査報告書が提出されましたのでお手元に配付いたしました。  
次に、山越郡衛生処理組合議会議員および渡島廃棄物処理広域連合議会議員からは会議結果報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。また、議員派遣結果報告書が各議員から提出されましたので、お手元に配付いたしました。提出された報告書は、令和元年渡島檜山管内市町議会議員研修会であります。  
次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長その他執行機関およびそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。
- 議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。
- 

## ◎会議録署名議員の指名

---

- 議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番辻紀樹議員、9番柏倉議員を指名いたします。
- 

## ◎会期の決定

---

- 議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月17日までの6日間としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。  
よって会期は本日から17日までの6日間と決定いたしました。

---

## ◎町長行政報告

---

○議長（辻義雄） 日程第3、町長より行政報告がありますのでこれを許します。  
木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 第4回町議会定例会の開催にあたり、日頃からの町政運営に対する議員各位のご協力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。地方財政は引き続き厳しい状況ではありますが、計画した各種施策や事業等は、みなさんのご理解とご協力のもと順調に進めさせていただいております。引き続き、本年度の残された行政課題の解決に努めてまいりますので、一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます、行政報告に移らせていただきます。

はじめに、防災対策について申し上げます。今年度の防災訓練は、地震や津波、土砂災害をテーマとした防災出前講座を高齢者交通安全教室と合同で開催し、5月17日の大町地区を皮切りに町内5か所、5地区より97名の参加をいただきました。また、7月18日には、ふれあいハイム長万部で入所者など26名の参加をいただき、風水害、土砂災害に係る講話を実施しております。9月10日には長万部高等学校で災害講話を、11月22日にはあつまんべで北海道から講師を招き、参加者29名のもと自主防災組織による地震の防災力強化を目指した研修会を開催し、防災意識の高揚に努めてまいりました。

防災行政無線の関係では、送信局などの設置工事も順調に進み、来年1月からの町内各家庭を訪問しての防災ラジオ配付に向けた準備を進めているところであります。また、防災ラジオの戸別配付にあたり、本年6月に議決をいただきました工事請負契約の締結について、本定例会に議決の変更を提案いたしております。今後とも防災訓練・集会の開催などを通じて、災害に強いまちづくり、安全・安心のまちづくりを進めてまいります。

次に、東京理科大学関係について申し上げます。今年度は、10月27日に神楽坂キャンパスにおいて開催された、東京理科大学ホームカミングデー2019・イン・神楽坂キャンパスでは、ふるさと納税の返礼品のPRとして、ホタテのバター醤油焼きの実演販売や、理科大連携アグリ事業で生産されているエンリッチミニトマトとトマトジュースの試食・試飲および販売を行い、ふるさと納税のパフレット配布も含めPR活動を実施し、理科大関係者をはじめとした多くの来場者のみなさんから大変好評でありました。

町内においても、11月2日と3日に開催された町総合文化祭でミニトマトとトマトジュースの試食・試飲と販売があり、多くの町民が訪れ盛況ぶりでした。

ミニトマトの生産状況は、冷夏と極度の日照不足などで生育が心配されておりましたが、秋以降の日照の回復により徐々に糖度が上がり始め、現在は道内を重点的に販売先確保が順調に進められているところであります。また、今月中から冬期間の暖房コストを節約するため、温泉熱の利用設備の設置が行われる予定であります。今後は、地方創生推進交付金事業の最終年度として、次年度以降の自立・自走していける事業とするため、雇用・売上・出荷量などのKPI目標の達成に向け、引き続き連携する関係企業との協議を密にし、理科大と更なる連携を深めて取り組んでまいります。

次に、移動町長室について申し上げます。町政について町民の方々と自由に意見を交換し、より住み良いまちづくりを進めるため、移動町長室を11月6日から町内4会場で開催いたしました。今回の移動町長室には、延べ38人の方々が出席され、来年1月から町内全戸に配付される防災ラジオの実物を使っての説明なども含め、町政全般について町長から報告があり、町民の皆さまからは、ハザードマップの改訂を求める意見など災害対策全般についてや、町職員の電話応対について、

国道の除雪対策、知来農場の悪臭問題、新幹線建設工事に関する事、町立病院の再編統合報道への心配の声、町道本通線の道道昇格による整備に関する事など、広範囲な分野において多くのご意見・ご要望などをいただきました。これらの貴重なご意見・ご要望を今後の町政運営に活かしてまいります。

次に、北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使の決定について申し上げます。このたび、北海道日本ハムファイターズが毎年取り組んでいる、北海道全力応援プロジェクトで、選手が市町村のまちづくり・まちおこし・PRなどに寄与できる、市町村応援大使の2020年シーズンに本町も応募しておりましたが、全道179市町村の中から募集対象の18市町村に本町が見事に当選いたしました。11月24日に札幌ドームで開催された、北海道日本ハムファイターズ・ファンフェスティバル2019において、2020年シーズンの北海道179市町村応援大使の各市町村担当選手を決める抽選会があり、これには町内の少年野球チーム「長万部ソウルズ」の子どもたちと保護者の方々も参加し抽選を行った結果、2020年の長万部の応援大使は、斎藤佑樹選手と石川亮選手の2名が決定いたしました。これにより、1年間の期間限定ではありますが、選手の肖像や球団ロゴ等において、町のポスター・広報紙・ホームページ等への掲載、特産品のプロモーションなどへ活用といったことが可能となります。今後は、貴重な機会をいただきましたので、両名選手による本町のPRや町内イベントなどを企画していきますので、ご報告をさせていただきます。

次に、北海道新幹線工事関係について申し上げます。現在、町内では4件のトンネル工事が契約されており、そのうち2件のトンネル工事が本坑掘削中であります。11月30日現在で、掘削中の立岩トンネルのルコツ工区では、本坑5,000メートルのうち982メートルが、また、内浦トンネルの静狩工区が、本坑5,570メートルのうち587.6メートルが掘削されたところであります。立岩トンネルの豊津工区、豊野トンネルほか工区についても、来年度の掘削開始に向け、施工計画の準備を進めております。

また、北海道新幹線に関して、町内の任意団体の「長万部を創造する会」から1,259名の町内外の方々が署名した「長万部高速貨物基地誘致に関する嘆願書」の提出があり、10月29日に受理いたしました。鉄道貨物に関しては、現在、国において北海道新幹線の高速化のため、青函物流の抜本的な転換を模索していると聞いておりますが、北海道の経済や住民生活に重大な影響を及ぼす可能性があるため、慎重な議論が望まれるところであります。町としては、今回の大規模な嘆願行動を重く受け止め、今後、関係機関や利害関係者からの情報収集に努めるとともに、しかるべき時期、しかるべき相手に対して必要な対応を検討していく判断材料といたします。

次に、シャクシャインロード事業について申し上げます。シャクシャイン没後350年の今年を契機とし、地元地域の歴史と文化の理解向上を図ることを目的として取り組んできたシャクシャインロード事業について、慰霊の旗リレーを国縫から新ひだかまでの区間、9月7日から23日の期間で実施いたしました。我が町では戦い当時の移動方法にならって、国縫のシャクシャイン古戦場跡碑から静狩までは砂浜を中心に約22キロメートルを徒歩で、静狩から豊浦までには船を用いて慰霊の旗を運びました。砂浜の歩行では複数の区間を設定し、延べ31名が参加し、また船の移動では慰霊の旗のパッチワークを製作した静狩地区の子どもたち7名が同乗し、豊浦漁港での引継ぎセレモニーには豊浦町の子どもたちも含む延べ25名が参加しました。その後、新ひだか町までの約240キロメートルをすべて徒歩で移動し、12自治体と各地区のアイヌ協会の協力を得ながら、延べ325名の参加をいただき、9月23日に新ひだか町にゴールし、慰霊の旗を新ひだか町に引

継ぎいたしました。また、リレーに使用した慰霊旗は、その後、アイヌ文化刺しゅうに多大な協力をいただいた苫小牧アイヌ協会によって、10月26日、27日に第71回苫小牧市民文化祭で展示され、長万部町内においても11月2日、3日に行われた第57回長万部町総合文化祭で展示したところであります。さらに、慰霊旗のうち1枚は、新ひだか町のシャクシャイン記念館で常設展示を行う予定となっております。

次に、生活環境関係について申し上げます。今年度4月から10月までの渡島廃棄物処理広域連合の焼却施設に排出した長万部町の可燃ごみの量は約1,007トンで、前年度同期と比較し約2トン増加しております。また、ごみの減量化の一環として実施しております衣類の無料回収は、役場窓口での随時受付と5月の巡回地域回収を実施し、今年度は10月末で245キログラムの衣類を回収いたしました。長万部町地域女性団体連絡協議会でも2回の衣類回収についてご協力をいただいております。廃食用油は、今年度も役場・福祉センター・各会館のごみステーションに無料回収ボックスを設置して、現在までに520リットルを回収しており、使用済小型家電についても、同じく役場庁舎内の無料回収ボックスで、500キログラムを回収しております。町民の皆さまには、今後ともごみの減量化やリサイクルへのご協力をお願いいたします。

山越衛生処理組合は、令和2年3月31日をもって解散することを9月の定例会において議決をいただき確定しているところであります。解散に伴う財産処分につきましては、長万部町にすべて帰属させる予定で、本定例会に提案いたしております。し尿処理施設については、解体設計を行い解体整理する予定となっております。し尿および浄化槽汚泥の収集、運搬、処分につきましては、令和2年度より各町において実施することになりますので、本定例会に関係条例を提案いたしております。

次に、町民の健康増進等について申し上げます。健康づくりの推進につきましては、特定健診やがん検診といった各種検診を実施しており、受診率向上のため無料クーポン券の配付や、対象者への電話勧奨等を積極的に行っております。次の特定健診・がん検診は、2月に実施する予定でありますので、引き続き受診勧奨等に努め、受診率向上を目指してまいります。園児や生徒を対象とした健康教室では、11月7日に幼稚園で食育教室を開催し、栄養バランスについての講話と、園児が育てた野菜を使った調理実習を実施し、食育に関する理解を深めました。また、小学校4年生と高校3年生を対象に開催した育児体験教室では、お母さんにインタビューをしたり、赤ちゃんとおふれあい、命の大切さを学んでいただきました。

次に、インフルエンザ等の予防について申し上げます。高齢者のインフルエンザ予防接種は、11月末現在で824人から申請がありました。インフルエンザ流行の時期でもあることから、うがいや手洗い、手指消毒、外出時のマスク着用等の励行を促し、予防の徹底を図ってまいります。このほか、ノロウイルスやロタウイルスによる感染症にも備え、うがいや手洗い等の励行を勧めてまいります。

次に、幼児教育・保育の無償化について申し上げます。国においては、幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、本年10月から幼児教育・保育を無償化する制度が創設されたところであります。本町におきましても、3つの児童施設すべてが無償化の対象となり、さかえ保育所39人、マリア幼稚園38人、いずみ保育園14人の合計91人の子どもたちの保育料等が無償化され、保護者の経済的負担が軽減されております。

次に、高齢者福祉関係について申し上げます。地域敬老会は、9月7日を皮切りに25地区22会場で開催され、対象者1,191人に対し535人の出席をいただき、出席率は44.9%となりました。各会場とも、町内会等のみなさんによる特色ある料理の提供や趣向を凝らした催しなどにより、出席された方々から大変喜ばれておりました。町内会等のみなさんにはご苦勞をおかけしますが、高齢者の集まる場のひとつとして継続されることをお願いをいたします。また、今年も長寿のお祝いと社会貢献へのお礼をこめて、9月9日から11日までと13日から16日までの計7日間、老人福祉センターを無料開放したところ306人が利用されました。さらに、町内にある公衆浴場についても助成を行い、無料開放を実施したところ735人が利用されました。11月6日には福祉センターにおいて、日頃の運動不足解消と会員の協調、親睦の輪を広げることを目的に、老人クラブ運動会が12クラブ100人の参加で開催されました。

次に、冬期福祉給付金(福祉灯油)について申し上げます。本格的な冬に向かい、灯油料金、電気料金の高止まりもあることから、高齢者や障がい者等で低所得の状況にある方に灯油購入費等の一部を助成し、冬期間の増高経費に対する経済支援として、前年度と同様に冬期福祉給付金事業を実施するため、本定例会に補正予算を提案いたしております。

次に、生活支援体制整備事業について申し上げます。明るく活力ある超高齢化社会を構築するために、あらゆる住民が役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められております。昨年4月に発足した10名の会員からなる長万部町生活支援体制整備事業協議体において、高齢者の地域課題の低減・解消に向けた住民主体の助け合い活動についてアイデアを出し合い、長万部町社会福祉協議会に所属している生活支援コーディネーターがパイプ役となり取組を進めております。話し合いの場しゃべれ〜では、本年度は4つのプロジェクトチームが立ち上がり、地域食堂やゴミ出し支援、高校生との防災教室、ご長寿訪問を試行しており、その成果報告会を2月に開催を予定しております。今後は、より多くの町民のみなさんにこの事業を知っていただき、共に支え合う体制づくりを目指してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。家畜の主たる飼料作物の牧草やサイレージ用トウモロコシは、大きな天候の崩れもなく、おおむね平年並の収量を確保している状況であります。

生乳生産量は、4月から9月まで約5,046トンを出荷し、前年に比べ約97トンの減となり、乳代は約4億5,981万円で、前年に比べ約420万円の減となっております。

黒毛和牛の4月から9月までの販売頭数は135頭、販売金額は1億262万8,000円で、前年同期と比較して販売頭数は5頭の増で、販売金額は502万3,000円の増となりました。

牧野関係は、生産コストの低減と酪農経営の安定を図るため、公共牧場運営事業を実施しておりますが、10月25日に下牧が完了しております。この間の入牧延べ頭数は6万4,697頭で、前年に比べ170頭の増となりました。

新規就農者対策として、8月31日に函館市で開催された第3回おしま農業のお仕事フェア、9月7日に東京都で開催された新・農業人フェア、10月27日に札幌市で開催された北海道新規就農フェアに長万部町のブースを出展し、農業に興味がある来場者8組8名の就農相談があり、長万部町のPRや就農への情報発信を実施しております。

次に、林業関係について申し上げます。町有林一般造林事業は、蕨岱地区の搬出間伐事業16.2ヘクタールを10月18日に完了しております。平成30年度に立木販売事業として皆伐を行った平里地区の町有地に地拵・植栽事業として3ヘクタールを10月30日に完了しております。ま

た、森林整備センターとの分収造林事業の国縫地区19.27ヘクタールの除伐事業は、9月10日に完了しております。

次に、漁業関係について申し上げます。本町のホタテ貝養殖漁業での11月末現在の種苗の生育状況は、へい死・変形等昨年に比べ少なく順調に生育しておりますが、春の耳吊り時期までの生育状況を、渡島北部地区水産技術普及指導所等各関係機関と連携し、調査を行う予定となっております。また、成貝は12月からの水揚げが予定されておりましたが、生育不良により来年2月からの出荷を予定しております。

町単独事業でありますホタテ貝稚貝緊急対策事業および国のアイヌ政策推進交付金事業にて行ったホタテ貝稚貝管外移入作業は、両事業ともに本年11月末までに終了しております。本年の秋鮭漁では11月22日現在、漁獲量は約456トンで、前年に比べ約92トンの減となっており、漁獲金額も約2億2,365万円で、前年に比べ約9,578万円の減収となっております。

次に、商工観光関係について申し上げます。中小企業の業況は、原材料価格の上昇や人手不足への懸念など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、中小企業の健全育成と経営安定のため、国や道の様々な金融支援に対し、関係機関と連携し、町としての認定窓口等の設置を行っております。

また、長万部商工会では、会員の高齢化や後継者不足などにより、会員数が衰退傾向にあることから、地域活性化を図るため、昨年度から後継者対策を含む経営改善等の支援を実施しており、本年度はすでに17事業者が申請し、経営改善に努めております。

上期の観光客入込数は、前年度の約29万1,600人に対し、本年度は約29万1,700人と、ほぼ横ばいで推移しており、依然として通過型の観光客が中心となっていることがうかがえます。この通過型観光から滞在型観光への変換を図るため、6月に町内主要団体を構成員とした、長万部町観光地域づくり協議会を立ち上げ、モニターツアーを実施し、インバウンドをはじめとした通過型観光客を滞在型にし町内への経済効果を生むべく、体験観光の受入体制強化に努めております。

また、観光客誘致事業として、札幌市で開催されたサッポロビアガーデンふるさとPRステージに参加したほか、東京都葛飾区で10月25日から27日に開催された第35回葛飾区産業フェアへ昨年に引き続き出展し、長万部町の観光PRならびに特産品の販売を行いました。これらのイベントには、町のキャラクターまんべくんも参加し、誘客効果を高めております。

次に、労政関係について申し上げます。本年度も季節労働者の労働環境向上のため、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会を中心として、雇用相談や求人情報の提供、技能研修などを通して、通年雇用に向けた支援を行っております。

次に、消費者相談関係について申し上げます。近年、悪質商法や訪問押買詐欺、料金不正請求など次々と新しい手口による消費者問題が多く発生しており、消費者の安全確保についての苦情相談など、住民に対して必要な情報収集や提供を行うため、消費者生活相談員を配置するとともに、全国消費者生活情報ネットワークを活用して全国の最新苦情相談情報を収集しております。今後、ますます巧妙化する手口への対応が必要とされるなか、引き続き消費生活相談員を配置することにより、被害防止講座の開催、関連する部署間の情報交換や町広報での消費者の安全確保に関する情報周知を継続して行い、住民の消費者生活被害の予防に努めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。道路維持関係では、町道中山大通線外舗装補修工事について、工期内の11月14日に完成しております。

建築事業では、長万部町住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画策定業務委託について、令和2年3月13日までの工期で業務実施中であります。その他、各公共施設や町営住宅の修繕工事については、計画的に実施しております。

土木事業では、長万部中央跨線橋の高欄が腐食、欠損している部分について、これを補修する長万部中央跨線橋高欄補修工事は10月25日に完成しております。土木事業のうち河川関係では、茶屋川地区の普通河川に堆積した土砂を除去するための普通河川千島川維持工事については、工期内の10月7日に完成しております。また、流水による崩落した護岸を復旧する普通河川南栄川修繕工事につきましても、工期内の9月13日に完成しております。

国の社会資本整備総合交付金事業を活用して実施する橋梁長寿命化のための知袋橋修繕工事を12月30日までの工期で、同じく国の交付金を活用する長万部町橋りょう点検調査業務委託を令和2年1月31日までの工期でそれぞれ施工中であります。

除雪関係では、協同組合長万部町建設協会と11月1日に委託契約を締結し、町道や公共施設等の除雪作業を実施してまいります。

公園事業では、ふれあい公園第2キューピクル更新工事につきましては、工期内に完成しております。今年度の長万部公園キャンプ場の利用は10月31日で終了いたしました。キャンプ場の利用者は3,730人で、昨年度に比べ25.6%の増となっております。あやめ公園パークゴルフ場の利用者は5,040人で、昨年度に比べ7.8%減となっております。

次に、公共下水道事業について申し上げます。下水道マンホールの蓋交換外修繕工事は、11月11日に完了しております。また、終末処理場内の返送汚泥ポンプ分解整備外修繕工事は、令和2年1月28日までの工期で施工中であります。昨年度から引き続いて、し尿・浄化槽汚泥を下水道施設で受け入れて処理をする汚水処理施設共同整備事業は、完成期限を令和2年3月31日までとしたMICS棟建設工事を順調に施工中であります。

次に、ガス事業について申し上げます。ガス本支管改良工事の本町2・3号線工区および北12号線外工区は、それぞれ9月25日に完成しております。また、天然ガス事業関連での天然ガスおよび温泉湯送管入替移設工事は、11月29日に完了しております。

次に、病院事業について申し上げます。町立病院関係では、10月1日付で内科臨時医師1名を採用し、医療体制の充実を図っております。また、医療用画像管理システム一式の納入を9月19日に完了しております。

次に、消防関係について申し上げます。今年11月末日現在の火災発生件数は5件で、建物が2件、車両が1件、野火が2件発生しております。救急件数は246件で、うちドクターヘリでの搬送は13件となっており、昨年同期より火災が2件の増、救急が31件の減、ドクターヘリ搬送件数は3件の増となっております。火災予防の事業では、秋の全道火災予防運動期間中、全町にポスターや火の用心の旗を掲示したほか、福祉施設や旅館、大型店舗など不特定多数の方が出入りする施設の防火査察、女性消防団員による街頭啓発や防火訪問、各地域の分団による防火査察や防火広報を実施しました。救急関係の事業では、長万部高校のインターンシップ研修生に対し普通救命講習を実施したほか、水産加工研修生、保育所、老人施設、学校等を対象とした救急講習を184名が受講いたしております。消防団の事業については、11月17日に新入団員4名を対象に教育訓練を実施いたしました。

終わりに、本定例会に提案した議案は、条例の制定、一部改正、各会計補正予算など、合わせて

24件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願い申し上げます、行政報告を終わります。

申し訳ありません、3か所訂正お願いします。まず1頁目の16行「地震の防災力」と申しあげましたが、「地域の防災力」に訂正お願いいたします。9頁の25行目「前年度の」と申しあげましたが「昨年度の」に訂正をお願いいたします。11頁の12行目「12月30日まで」と申しあげましたが「12月20日まで」に訂正いたします。誠に申し訳ございませんでした。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で行政報告を終わります。

---

### ◎承認第1号 専決処分の承認について

（令和元年度長万部町一般会計補正予算（第7号））

---

○議長（辻義雄） 日程第4、承認第1号専決処分の承認について（令和元年度長万部町一般会計補正予算（第7号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和元年度長万部町一般会計補正予算（第7号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年10月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ30万円を追加し、補正後の予算総額を53億2,704万5,000円とするものであります。専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

総務費は30万円の追加であります。一般管理費、旅費30万円の追加は普通旅費で、本年10月に発生した台風19号により甚大な被害を受けた宮城県丸森町への職員派遣について、北海道より応援要請があったことから、職員2名分の旅費を追加計上したものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。18繰入金、財政調整基金繰入金は30万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取崩後の当基金残高見込額は、7億3,314万1,000円となります。なお、本町から丸森町への派遣につきましては、11月7日からの予定でありましたが、出発日前日の6日に北海道より連絡が入り、派遣は中止となっております。

以上が、ただいま上程されました令和元年度長万部町一般会計補正予算（第7号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

---

**◎議案第 1 号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例**

---

○議長（辻義雄） 日程第 5、議案第 1 号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（総務課長） ただいま上程されました、議案第 1 号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の提案理由と内容をご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日より従来の臨時職員・非常勤職員の制度に替わり、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職としての会計年度任用職員制度が導入されることから、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を提案するものであります。

本文をご覧ください。表題は、長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例であります。

第 1 条は趣旨で、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを趣旨とする規定であります。

第 2 条は定義で、この条例においてパートタイム会計年度任用職員とは、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員とする規定であります。地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員とは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員であって、その 1 週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比較して短い時間であるものとする規定であります。

第 3 条は報酬で、第 1 項は月額で報酬を定める職員の報酬の算出方法を、第 2 項は日額で報酬を定める職員の報酬の算出方法を、第 3 項は時間額で報酬を定める職員の報酬の算出方法を、第 4 項は報酬算定の基礎となる基準月額の算出方法を規定するものであります。

第 4 条は時間外勤務報酬で、第 1 項は職員が正規の勤務時間以外に勤務した場合に時間外勤務報酬を支給する旨を、第 2 項は時間外勤務報酬の額の算出方法を、第 3 項は週休日の振替等を行った場合の時間外勤務報酬の額の算出方法を、第 4 項は 1 月について 6 0 時間を超えた場合の時間外勤務に係る報酬額の算出方法についての規定であります。

第 5 条は休日勤務報酬で、第 1 項は休日に勤務した場合に休日勤務報酬を支給する旨を、第 2 項は休日勤務報酬の算出方法について規定するものであります。

第 6 条は夜間勤務報酬で、夜間に勤務した場合に夜間勤務報酬を支給する旨を、第 2 項は夜間勤務報酬の算出方法を規定するものであります。

第 7 条は特殊勤務報酬で、第 1 項は職員が特殊勤務に従事した場合に特殊勤務報酬を支給する旨を、第 2 項は特殊勤務報酬の算出方法について規定するものであります。

第8条は期末手当で、第1項は期末手当の支給を、第2項は期末手当の支給の対象となる職員を、第3項は期末手当の算出方法を、第4項は第3項に規定するもののほか、期末手当の支給に関しては一般職の常勤職員の例による旨の規定であります。

第9条は報酬の支給方法等で、第1項は報酬の計算期間と支給日を、第2項は新たに職員となった者の報酬の支給開始日を、第3項は職員が退職した場合の報酬の支給終了日を、第4項は月額で報酬が定められた職員の報酬の日割り計算を、第5項は報酬から控除することができる各種保険料等を、第6項は報酬及び期末手当の支払い方法を規定するものであります。

第10条は勤務1時間当たりの報酬額の算出で、職員の区分に応じた勤務1時間当たりの報酬額の算出方法を規定するものであります。

第11条は報酬の減額で、月額又は日額により報酬を支給する職員が正規の時間に勤務しない場合における、報酬の減額の規定であります。

第12条は町長が特に必要と認める会計年度職員の報酬等で、この条例にかかわらず、職務の特殊性等その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難であるものの報酬及び期末手当については、町長が常勤の職員との権衡並びにその職務及び勤務条件の特殊性等を考慮し、規則で定める規定であります。

第13条は通勤に係る費用の弁償で、第1項は職員の通勤に係る費用の弁償を、第2項は通勤に係る費用の弁償方法を規定するものであります。

第14条は出張に係る費用の弁償で、第1項は職員の出張に係る費用の弁償を、第2項は出張に係る費用の弁償方法を規定するものであります。

第15条は休職者の報酬等で、休職中の職員の報酬等については支給しない旨の規定であります。

第16条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとする規定であります。

附則として、条例の施行日を、令和2年4月1日とするものであります。

以上が、ただいま上程されました、議案第1号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

長崎議員。

○議員（5番 長崎厚） 第8条、パートタイムの会計年度任用職員。この中の期末手当第2項の、6か月以上任用期間をもって任用されたパートタイム、そしてまたは6か月未満の任用期間をもって任用される、この2つの例が取られてるんですけど、2種類の任用制度があるということよろしいですか。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（総務課長） 会計年度任用職員については、一会計年度内を任用期間とする職員ということですので、任用期間については何か月という、1年の場合もありますし、例えば年の途中から採用して、年度末というパターンもありますし、それについては会計年度内、会計年度を超えての採用はないというそういう職員の採用制度でございます。

○議長（辻義雄） 長崎議員。

○議員（5番 長崎厚） それは、今までのように6か月未満の臨時職員さん、それから6か月を超える1年未満の臨時さん、そういう制度はなくなったということですか。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（総務課長） ただいまのご質問のとおり、6か月、今までは6か月で、1回に限り更新というような規定がありましたが、新たな制度として一会計年度内という、そのような制度ができましたので、今までの制度、6か月というそういう縛りはなくなっております。

○議長（辻義雄） 長崎議員。

○議員（5番 長崎厚） 第9条の報酬の支払い方法なのですが、今現在貰ってる報酬、これについて、ボーナスの件については、その報酬を貰ってるものに、現状の報酬を貰ってるものに対してを、ボーナスを、期末手当を支払いする、そういうことでよろしいですか。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（総務課長） 現在雇用されております臨時職員の年収につきましては、期末手当の支給も想定しての年収額ということで、日額に期末手当相当分を上乗せしたような形の支給になっておりますので、その制度が変わりましても、総額としては年収額としては、大幅に変わらないということでご理解いただければと思います。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎議案第2号 長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第2号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第2号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の提案理由と内容をご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が導入されることから、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する事項を定めるため、本条例案を提案するものであります。

本文をご覧ください。表題は、長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例であります。

第1条は目的で、地方公務員法の規定に基づき、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する事項を定めることを目的とする旨の規定であります。

第2条は給料で、第1項は職員の給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、各種手当を除いたものである旨の規定を、第2項は宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等が支給

される場合は、長万部町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるものとする規定であります。

第3条は給料表で、第1項はフルタイム会計年度任用職員の給料表は、正職員の給料との権衡を考慮して規則で定める旨を、第2項はフルタイム会計年度任用職員の職務内容は、規則で定める旨の規定であります。

第4条は職務の級及び号給の基準で、フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、別に任命権者が定める規定であります。

第5条は給与の支給方法で、第1項はフルタイム会計年度任用職員の給与の支給方法を、第2項は給与から控除できるものを、第3項は給与の支給方法を規定するものであります。

第6条は給与の減額で、フルタイム会計年度任用職員が勤務しない時の給与の減額については、正職員の例によるものとする規定であります。

第7条から第11条は、フルタイム会計年度任用職員に係る時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、勤務1時間当たりの給与額の算出、宿日直手当で、それぞれ正職員の例によるものとする規定であります。

第12条は期末手当で、第1項はフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、正職員の例による旨を、第2項は任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の期末手当の取り扱いを、第3項はフルタイム会計年度任用職員が再度任用された時の在職期間の取り扱いを規定するものであります。

第13条は通勤手当、第14条は特殊勤務手当で、それぞれフルタイム会計年度任用職員に係る通勤手当及び特殊勤務手当については、正職員の例によるものとする規定であります。

第15条は退職者の給与で、退職中のフルタイム会計年度任用職員には、給与を支給しない旨の規定であります。

第16条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする規定であります。

附則として、条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

なお現在、本町で雇用している臨時職員については、常勤の職員より短い勤務時間の設定であり、本条例の適用はない見込みであります。

以上がただいま上程されました、議案第2号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎議案第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第7、議案第3号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第3号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることから、関係する条例を整備するものであります。条例の改正内容につきましては、新旧対照表により要約してご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1頁をご覧ください。第1条関係は、長万部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、地方公務員法第58条の2の改正に伴い、第3条の報告事項の対象職員に、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員を追加するものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、職員の分限に関する条例の一部改正で、第3条の休職の効果に、会計年度任用職員については地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づく休職期間を、任命権者が定める任期の範囲内とする規定を追加するものであります。

3頁をご覧ください。第3条関係は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正で、第3条の減給の効果に、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を追加するものであります。

4頁をご覧ください。第4条関係は、長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、第19条の勤務時間、休暇等の規定に基づく規則委任について、対象を「非常勤職員」から「会計年度任用職員」に改めるものであります。

5頁をご覧ください。第5条関係は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第6条は育児休業をしている職員の期末手当等の支給対象から、会計年度任用職員を除く規定の追加。第7条は育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整から、会計年度任用職員を除く規定の追加であります。

第15条は部分休業をしている職員の給与の取扱いから、会計年度任用職員を除く追加の規定で、6頁をご覧ください。第15条に第2項として会計年度任用職員の部分休業に係る給与の取扱いを追加するものであります。

7頁をご覧ください。第6条は職員の給与に関する条例の一部改正で、第15条の6の「臨時職員等の給与」を「会計年度任用職員の給与」とする条文に改正するものであります。

8頁をご覧ください。第7条関係は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、第2条第3項後段にただし書きとして、手当の支給に係る会計年度任用職員の適用除外を追加するものであります。

附則として、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第3号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号 長万部町し尿処理施設解体基金条例

---

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第4号長万部町し尿処理施設解体基金条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第4号長万部町し尿処理施設解体基金条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この条例は、山越郡衛生処理組合からし尿処理施設解体財源として積立てた承継する予定の財政調整基金について、し尿処理施設解体及び撤去に要する経費の財源として、基金に積立てて運用するため、提案するものであります。

本文をご覧ください。第1条は設置で、山越郡衛生処理組合のし尿処理施設解体及び撤去に要する経費の財源に充てるため、長万部町し尿処理施設解体基金を設置するという規定であります。

第2条は積立で、基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算の定める額とする規定であります。

第3条は管理で、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。第2項として、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるという規定であります。

第4条は運用益金の処理で、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとするという規定であります。

第5条は処分で、町長は、第1条の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、処分することができるという規定であります。

第6条は繰替運用で、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができるという規定であります。

第7条は委任で、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるという規定であります。

附則として、条例は令和2年4月1日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第4号長万部町し尿処理施設解体基金条例についての内容

であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

北川議員。

○議員（8番 北川佳嗣） この解体にかかる費用と、その負担割合というのは、これもう決まってるんでしょうか。

○議長（辻義雄） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） し尿処理施設の解体費用の負担割合ですけども、この施設の建設当時の負担割合を用いて、八雲が7割、長万部町3割ということで、その負担割合の予定となっております。解体費用の金額につきましては、令和2年度に解体設計を行ってから、その後、解体費はそれではないと分かりませんので、令和3年度から解体工事の方に入っていく予定となっております。積立金額につきましては、山越郡衛生処理組合で財政調整基金で令和2年3月31日の残高見込額で1億5,000万1,357円を予定しております。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第5号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第5号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第5号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和元年人事院勧告に伴い、期末手当の支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和元年度に係るものであります。

第3条は手当で、第3項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の5引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和2年度に係るものであります。

第3条は手当で「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には

100分の227.5」を「100分の225」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和元年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第5号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第6号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第6号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和元年人事院勧告等に伴うもので、改正する主な内容は、給料表の改定、勤勉手当の支給割合の改定等であります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分に変更する内容であります。

第1条関係は、令和元年度に適用となる事項であります。第15条の4は勤勉手当で、第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の5引き上げるものであります。

2頁から4頁は別表第1で行政職給料表であります。5頁をご覧ください。第2条関係の新旧対照表で、令和2年度以降に適用となる事項であります。

第9条の2の2は単身赴任手当で、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を第4項とし、同条第2項の次に第3項として、「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で

定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。」を加えます。これは、町職員以外の公務員であった者から、引き続き町職員となった場合に、単身赴任手当を支給できる旨の規定を整備するものであります。

第9条の3は住居手当で、第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に、「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に改め、6頁をご覧ください。同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改め、同条第2項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改めます。これは、単身赴任手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、手当の上限を1,000円引き上げるなど、民間の状況等を踏まえ、住居手当の算出方法を改めるもので、合わせて文言の修正を行います。

第15条の4は勤勉手当で、第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を、「100分の95」に改め、6月期と12月期の支給割合の平準化を行うものであります。

7頁をご覧ください。附則第1条は施行期日等で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定については、令和2年4月1日から施行する。第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

第2条は、給与の内払いで、すでに支払われた給与は、改正後の給与の内払であることを規定しております。

第3条は、住居手当に関する経過措置で、現に住居手当の支給を受けている職員で、改正後の規定により算出して得た額が、改正前の規定により算出した額に達しないこととなるものについては、当該住居に居住している間は、なお従前の例により算出する規定であります。

第4条は、規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第6号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議案第7号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第11、議案第7号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第7号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、特別職の期末手当の支給割合が引き上げられることに伴い、議員期末手当との均衡を考慮し、支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和元年度に係るものであります。

第1条は期末手当で、第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の5」引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条は、令和2年度に係るものであります。

第1条は期末手当で、第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則としてこの条例は、公布の日から施行し、令和元年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第7号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11時25分まで休憩いたします。

11時12分 休憩

11時25分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第8号 職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第12、議案第8号職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第8号職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、山越郡衛生処理組合の解散に伴い、し尿及び浄化槽汚泥処理業務の特殊勤務手当の規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前、下線部分が変更する内容であります。

第2条は特殊勤務手当の区分で、第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第8号として、「し尿及び浄化槽汚泥処理業務に従事したとき」を追加するものです。

別表に業務の内容として、「し尿及び浄化槽汚泥処理業務」を追加します。支給単位は一月、手当額は4,000円とするものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第8号職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第9号 長万部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第13、議案第9号長万部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第9号長万部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、山越郡衛生処理組合の解散に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬、処分にかかる手数料についての規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前、下線部分が変更する内容であります。

1頁をご覧ください。第2条は用語の定義で、消費税相当額についての定義を追加するものです。

第4条は清潔の保持で、第5項は条項の変更です。

第13条は手数料納入方法で、第3項として、し尿処理手数料は長万部町収入証紙により納入しなければならないことを追加します。

第14条は産業廃棄物の処理で、条項の変更です。

2頁をご覧ください。別表に手数料の種類として、し尿処理手数料を追加します。取扱の区分は「し尿及び浄化槽汚泥を収集、運搬し処分するとき」、基礎単位は「容量10リットル当たり」、金額は「45円に消費税等相当額を加えた額」として、備考に「1回の収集容量が200リットル未満のときは、200リットルとして起算する。1回の収集容量が200リットルを超えるときは、50リットル刻みとし、50リットル単位で計算した額を加える。」とするものであります。

附則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第9号長万部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第10号 長万部町収入証紙条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第14、議案第10号長万部町収入証紙条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第10号長万部町収入証紙条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、山越郡衛生処理組合の解散に伴い、し尿処理手数料の収入証紙についての規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第2条は、証紙による収入の方法により徴収する歳入で、し尿処理手数料を追加するものです。

第3条第1項は、証紙の種類で、ごみ処理専用収入証紙ほか、し尿及び浄化槽汚泥処理専用収入証紙の50リットル券から1,000リットル券の245円、490円、980円、2,450円及び4,900円を追加するものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第10号長万部町収入証紙条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第11号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第15、議案第11号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） ただいま上程されました、議案第11号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、国民健康保険制度の適正な運営を図るため、限度額を国の基準と同額にする必要があり、基礎課税額にかかる課税限度額の引き上げを行うものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文、右欄が現行条文で、下線部分が改正する部分であります。なお、内容は、要約して説明させていただきます。

第2条は課税額で、基礎課税額については所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円としていたものを61万円に改めるものであります。この改正により、課税限度額の合計額は、現行の93万円を3万円引き上げる96万円となり、国の基準と同額とするものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額で、7割軽減、5割軽減、2割軽減の基礎課税額から被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額して得た額の軽減の限度額を58万円から61万円に改めるものであります。

附則第1条は施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

第2条は適用区分で、改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第11号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第12号 長万部町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第16、議案第12号長万部町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中田消防長。

○消防長（中田義之） ただいま上程されました、議案第12号長万部町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

長万部町消防団の設置等については、消防組織法の規定に基づき条例で定めるとされており、同法の一部改正に伴う条例との整合性を図るため、所要の文言の修正を行う必要があることから提案するものです。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分に変更する内容であります。

第1条中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上がただいま上程されました、議案第12号長万部町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第13号 長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（辻義雄） 日程第17、議案第13号長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中田消防長。

○消防長（中田義之） ただいま上程されました、議案第13号長万部町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関わる法律が公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正され、職員の欠格事項から成年被後見人および被保佐人が削除されることを踏まえ、消防団員の欠格事項についても同様の取扱いとする必要があることから提案するものです。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第4条中第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上がただいま上程されました、議案第13号長万部町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第14号 議決の変更について

---

○議長（辻義雄） 日程第18、議案第14号議決の変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第14号議決の変更について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの変更は、本年6月13日に議決をいただきました、長万部町防災行政情報伝達システム整備事業デジタル同報無線システム整備工事に係る工事請負契約について、戸別受信機の町内各家庭を訪問しての配付に伴い、契約金額が変更となることから議会の議決をお願いするものであり

ます。議決変更の内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分に変更する内容であります。議決事項中、契約金額2億6,180万円を2億6,733万3,000円に改めるものであります。

以上がただいま上程されました、議案第14号議決の変更についての提案理由と内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

高森議員。

○議員（7番 高森功治） この金額の増加というのは、配付するだけの費用と考えていいですか。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（本前武広） 各戸への配付にあたりましては、電波の受信状況の確認ですとか、あと機器の取扱いの説明、あと希望者については機器の設置の補助なども含めての契約ということでございます。

○議長（辻義雄） 高森議員。

○議員（7番 高森功治） 今、新幹線の工事とか、海外から水産関係で来てる外国人とかもたくさんいると思うんですけど、そこら辺の配る基準というか、そういうのは明確に線引きをしていますか。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（本前武広） 配付にあたりましては、住民基本台帳に登録されている世帯に対して配布する予定となっております。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔(なし) の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」 の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」 の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第15号 山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分について

---

○議長（辻義雄） 日程第19、議案第15号山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第15号山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第289条の規定により、一部事務組合の解散に伴う財産処分を必要とするときは、構成団体の協議をすることについて、各団体の各町議会での議決が必要であります。山越郡衛生処理組合の解散につきましては、9月の定例会におきまして議決をいただき、令和2年3月31日を

もって解散することが確定しております。

山越郡衛生処理組合の財産につきましては、別紙協議書案のとおり、山越郡衛生処理組合の財産は、長万部町にすべて帰属させるというものであります。財産の内容につきましては、別紙山越郡衛生処理組合の財産についての資料により、内容を要約しご説明いたします。

公有財産の土地につきましては、し尿処理施設と中継基地で面積1万2,158.30平方メートルは、長万部町に帰属します。

建物につきましては、し尿処理施設、管理棟および自動車車庫で面積1,749.45平方メートルは、長万部町に帰属した後、一部利用する分を除き解体整理する予定です。解体の予定ですが、令和2年度に解体設計を実施し、令和3年度から解体工事を行う予定となっております。

物品につきましては、自動車で普通乗用車、貨物自動車および特殊用途自動車の各1台を長万部町に帰属した後、し尿処理施設の解体整理業務用として使用し、その後、売却または廃棄処分をする予定となっております。

基金につきましては、財政調整基金で令和2年3月31日残高見込み額1億5,000万1,357円は、長万部町に帰属した後、し尿処理施設の解体事業の財源として使用する予定であります。

以上がただいま上程されました、議案第15号山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩に入ります。午後1時まで休憩いたします。

11時46分 休憩

13時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第16号 令和元年度長万部町一般会計補正予算（第8号）

---

○議長（辻義雄） 日程第20、議案第16号令和元年度長万部町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第16号令和元年度長万部町一般会計補正予算（第8号）について、その内容をご説明いたします。

今回補正する主なものは、人事院勧告および会計科目間異動に伴う職員給与費の整理と、冬期福

祉給付金の追加などで、歳入歳出にそれぞれ615万2,000円を追加し、補正後の予算総額を53億3,319万7,000円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

はじめに、人件費からご説明いたします。歳出の内訳中ほどに、人件費として給料、職員手当等、共済費を別枠で記載しており、1頁の議会費から2頁の教育費まで計上しております。

2頁の歳出合計をご覧ください。給与費総額でご説明いたします。給与費全体では、894万6,000円の減額であります。

内訳として、給料は人事院勧告に伴う増額があるものの、休職者や中途退職者の給料を整理し、590万3,000円の減額であります。

職員手当等は、議員期末手当の増額のほか、人事院勧告に伴う勤勉手当等の増額があるものの、休職者や中途退職者の手当を整理し、116万円の減額であります。共済費は、人事院勧告に伴う増額のほか、休職者等に係る共済費を整理し188万3,000円の減額で、人件費は合計で894万6,000円の減額になります。

次に、人件費以外についてご説明いたします。1頁にお戻りください。総務費は83万4,000円の減額であります。一般管理費、旅費29万3,000円の減額は普通旅費で、宮城県丸森町への職員派遣が中止となったことから、中止に伴い発生した交通費等のキャンセル料を除いた金額について、減額補正するものであります。積立金は40万4,000円の追加で、今回の補正に伴い生じた一般財源を、後年度以降の財源調整とするため財政調整基金に積立するものであります。なお、この積立をした後の財政調整基金残高見込額は、7億3,354万5,000円となります。

企画費、旅費37万5,000円の追加は普通旅費で、新幹線及び都市計画関連のヒアリングに係る旅費のほか、東京で開催される移住・交流・地域おこしフェアの参加に係る普通旅費を計上いたしました。需用費、41万8,000円の追加は消耗品費で、北海道日本ハムファイターズの2名の選手が、2020年度長万部町応援大使として活動することが決定したことから、これを記念して、役場前およびスポーツセンターに懸垂幕および横断幕を設置し、「記念のぼり」および「記念クリアファイル」の作成をするものであります。電子計算費、委託料38万5,000円の追加は、財務会計システム改修委託で、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、歳出予算の節の区分中、7節、賃金の項目が削除されることから、プログラムの修正を行うものであります。

ガス温泉管理費、需用費120万円の追加は修理費で、天然ガス事業所に設置されているコンプレッサーが、油漏れを起こしていることから早急に修理するものであります。

民生費は、610万2,000円の追加であります。社会福祉総務費、扶助費200万円の追加は冬期福祉給付金で、灯油価格の高止まりや本年10月からの消費税増税の影響を考慮し、高齢者や障害者等で低所得の状況にある方々に、灯油購入費等の一部を助成するものであります。対象者は、満75歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、準要保護世帯で、給付額は1世帯5,000円とし、400世帯分を計上いたしました。繰出金26万3,000円の追加は、国民健康保険特別会計繰出金で、人事院勧告に伴う人件費分を整理いたしました。

福祉センター費、需用費15万4,000円の追加は修理費で、施設の老朽化に伴う修理箇所の増による追加であります。老人福祉費、繰出金33万7,000円の追加は、介護保険特別会計繰出金で、人事院勧告等に伴う人件費分の整理であります。心身障害者特別対策費、委託料55万3,

000円の追加は障害者自立支援システム改修委託で、就学前障がい児の発達支援の無償化に伴うシステム改修であります。児童措置費、負担金・補助及び交付金100万円の追加は幼稚園等施設型給付負担金で、本年10月からの幼児教育・保育無償化に伴う保育料の減による、給付対象費用の追加であります。償還金・利子及び割引料は61万2,000円の追加は、内訳が、子ども・子育て支援交付金返還金が4,000円の追加、子どものための教育保育給付交付金返還金が60万8,000円の追加で、いずれも平成30年度分交付金の確定による精算返還金であります。

衛生費は63万3,000円の追加であります。環境衛生費、委託料277万2,000円の追加は葬斎場管理委託で、葬斎場管理人の欠勤等に対応するため、追加計上するものであります。

農林水産業費は100万1,000円の追加であります。農業委員会費、需用費12万5,000円の追加は消耗品費で、国有農地の売り払いに伴う事務費の追加であります。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、農業委員会で歳出同額の12万5,000円を計上いたしました。

公共牧場管理運営費、委託料169万3,000円の追加は管理運営委託で、牧草の不足による飼料費の増、およびトラクター等車両管理費の増による追加であります。

歳入では、13使用料及び手数料、農林水産使用料、公共牧場使用料で、30万5,000円を計上いたしました。

林業振興費、旅費29万4,000円の追加は普通旅費で、森林環境譲与税を財源とし、町外の森林所有者と経営・管理について協議することを目的に東京および札幌で開催される、ふるさと森林相談会への参加費用の追加であります。

歳入では、18繰入金、森林環境譲与税基金繰入金で、歳出同額の29万4,000円を計上いたしました。

役務費18万円の追加は森林保険料で、搬出間伐事業実施後の林況で、風倒箇所が散見されたことから森林保険に加入するものであります。負担金・補助及び交付金144万9,000円の追加は、未来につなぐ森づくり推進事業補助で、民有林の植栽面積の増に伴う追加であります。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、林業振興事業で89万2,000円を計上いたしました。

2頁をご覧ください。土木費は、55万3,000円の追加であります。大型乗用車両等管理費、需用費は39万円の追加で、内訳は燃料費が19万円の追加で、中型バスの運行距離数の増によるもの、車修理費が20万円の追加で、中型バスの修理費の増による計上であります。公共下水道費、繰出金192万2,000円の減額は、公共下水道事業特別会計繰出金で、人事異動に伴う人件費および前年度繰越金を整理いたしました。住宅管理費、需用費190万円の追加は住宅修理費で、高額な修理や入退居に伴う修理が多発したことから追加計上するものであります。

消防費は224万4,000円の減額であります。旅費14万4,000円の追加は研修旅費、負担金・補助及び交付金6万8,000円の追加は消防大学校受講料で、署長の消防大学校上級幹部科入校に伴う費用を計上いたしました。

教育費は、107万8,000円の追加であります。事務局費、負担金・補助及び交付金は32万2,000円の追加で、内訳は、奨学金給付金が40万2,000円の減額で給付金支給者の減によるもの、長万部高等学校補助が72万4,000円の追加で、対象者の増およびJR運賃の値上がりによる計上であります。貸付金は134万円の減額で、貸付給付金利用者の減分を整理いたし

ました。小学校費、教育振興費、報償費5万円はスキー講師謝礼で、外部技術指導者に係る報償費を計上いたしました。中学校費・学校管理費、需用費20万円は電気料で、使用量の増に伴う追加であります。学習文化センター施設費、需用費79万2,000円の追加は修理費で、機械室の温水ボイラー配管の伸縮継手の修理費用であります。ファミリースポーツセンター施設費、需用費55万円の追加は修理費で、ロビー用送風暖房機の排気ファンが経年劣化により故障したことから修理するものであります。諸支出金、ガス事業費、繰出金は2万3,000円の追加で、基礎年金拠出金の基準額変更による計上であります。

次に、歳入についてご説明いたします。1頁にお戻りください。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

14国庫支出金、民生費国庫負担金、子育てのための施設等利用給付費は220万9,000円の追加、15道支出金、民生費道負担金、子育てのための施設等利用給付費は110万4,000円の追加で、ともに本年10月からの幼児教育・保育無償化に伴う施設等利用給付交付金であります。民生費道補助金、多子世帯保育料軽減事業は122万3,000円の追加で、北海道多子世帯保育料軽減支援事業費補助金であります。

以上が、ただいま上程されました令和元年度長万部町一般会計補正予算（第8号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに議会費、6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議会費を終わります。

次に総務費、6頁から7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

総務費を終わります。

次に民生費、7頁から8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

民生費を終わります。

次に衛生費、9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

衛生費を終わります。

次に農林水産業費、9頁から10頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

農林水産業費を終わります。

次に商工費、10頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

商工費を終わります。

次に土木費、11頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

土木費を終わります。

次に消防費、12頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

消防費を終わります。

次に教育費、12頁から14頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

教育費を終わります。

次に諸支出金、14頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

諸支出金を終わります。

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに使用料及び手数料、4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

使用料及び手数料を終わります。

次に国庫支出金、4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

国庫支出金を終わります。

次に道支出金、4頁から5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

道支出金を終わります。

次に繰入金、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

繰入金を終わります。

以上で歳入を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第17号 令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（辻義雄） 日程第21、議案第17号令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第17号令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ26万3,000円を追加し、補正後の予算総額を8億6,948万7,000円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。総務費は、26万3,000円の追加であります。一般管理費の給料5万9,000円、職員手当等13万2,000円、共済費7万2,000円の追加は、4月1日の人事異動と給与改定によるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金26万3,000円の追加は、人件費分繰入金の追加であります。

以上が、議案第17号令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第18号 令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（辻義雄） 日程第22、議案第18号令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第18号令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ453万9,000円を追加し、補正後の予算総額を8億1,900万1,000円とするものであります。内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は、33万7,000円の追加であります。一般管理費、給料2万円の追加は人事院勧告に伴うもの、職員手当等19万7,000円の追加は、期末手当が1万2,000円、勤勉手当が3万5,000円、時間外勤務手当が15万円で、人事院勧告に伴うものおよび年度末の所要額を見込み追加するものであります。共済費12万円の追加は、負担率変更に伴うものであります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金に、歳出と同額の33万7,000円を計上いたしました。

次に、保険給付費は335万円の追加であります。高額サービス費、負担金・補助及び交付金335万円の追加は、高額介護サービス費300万円、高額医療合算介護サービス費35万円で、高額介護サービス費等の増によるものであります。

地域支援事業費は、81万4,000円の追加であります。介護予防・生活支援サービス事業費、

負担金・補助及び交付金116万9,000円の追加は、訪問型サービス費96万9,000円、通所型サービス費20万円で、サービス利用者の増によるものであります。包括的支援・任意事業費、給料4万円の追加は人事院勧告に伴うもの、職員手当等48万7,000円の減額は、期末手当28万4,000円、勤勉手当16万1,000円、住居手当4万2,000円をそれぞれ減額するもので、人事院勧告に伴う追加と新規採用職員の各手当を整理するものであります。共済費2万円の追加は、負担率変更に伴うものであります。旅費5万円の追加、負担金・補助及び交付金2万2,000円の追加は、介護支援専門員更新研修会参加のための普通旅費及び負担金であります。

歳入では、国庫支出金、保険者機能強化推進交付金、現年度分に、歳出と同額の81万4,000円を計上いたしました。

諸支出金、償還金、償還金・利子及び割引料3万8,000円の追加は、地域支援事業支援交付金過年度分返還金であります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出で説明した分は省略させていただきます。

繰入金、介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金338万8,000円の追加は、今回の補正で不足する財源を当基金から取崩し、収支の均衡を図るものであります。取崩後の当基金積立残高見込額は、7,426万4,339円となります。

以上が、ただいま上程されました令和元年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。4頁から6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第19号 令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

---

○議長（辻義雄） 日程第23、議案第19号令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第19号令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ508万円を追加し、補正後の予算総額を7億8,437万6,000円とするものでございます。

はじめに、歳出からご説明いたします。下水道費で508万円の追加でございます。内訳では、一般管理費は給与改定に伴う人件費関連予算で、職員手当等6万7,000円、共済費1万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。終末処理場管理費、需用費500万円の追加は、平成4年から稼働しております水処理機械等の一部が老朽化に伴う不具合が生じておりまして、部品等の交換修理が必要となったことから、修繕費としまして追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。はじめに、繰入金192万2,000円の減額は、一般会計繰入金を、歳入歳出の補正に伴い減額するものでございます。

次に、繰越金700万2,000円の追加は、前年度の繰越金を追加するものでございます。

以上が、令和元年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第20号 令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）

---

○議長（辻義雄） 日程第24、議案第20号令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第20号令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正につきましては収益的収入及び支出の補正で、はじめに支出からご説明をいたします。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に456万円を追加し、補正後の支出予定額を1億3,296万円に改めるものでございます。内訳では、製造費の給料1万8,000円、手当3万8,000円、賞与引当金繰入額1万5,000円、法定福利費3,000円、退職給付費3,000円の追加は、給与改定に伴いそれぞれ追加するものでございます。修繕費440万円の追加は、老朽化に伴いガス工場内のガス製造設備の部品交換修理が必要となったことから、修繕費として追加するものでございます。供給販売費につきましても給料1万8,000円、手当4万円、賞与引当金繰入額1万8,000円、法定福利費4,000円、退職給付費3,000円を給与改定に伴いそれぞれ追加するものでございます。

次に、収入になります。収入のガス事業収益に2万3,000円を追加し、補正後の収入予定額を1億1,844万3,000円に改めるものでございます。内訳では、その他特別収益の一般会計補助金2万3,000円の追加で、補助金に係る一般会計繰出基準額の変更によりまして追加するものでございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出につきましては、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費につきましては職員給与費の合計で、今回の補正に伴い予算第8条中「2,985万円」を「3,001万円」に改めるものでございます。

第4条は、他会計からの補助金の変更で、一般会計繰出基準額の変更に伴い、予算第9条中、一般会計補助金の基礎年金拠出金に係る公的負担分、変更前「95万8,000円」を変更後「98万1,000円」に改めるものでございます。

以上が、令和元年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費および第4条他会計からの補助金を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第21号 令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）

---

○議長（辻義雄） 日程第25、議案第21号令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第21号令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正につきましては収益的収入及び支出の補正で、支出科目のみの補正でございます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費から210万円を減額し、補

正後の支出予定額を1億4,161万円に改めるもので、給与改定及び職員異動に伴う人件費関連各項目予算の追加と減額でございます。内訳では、原水費は手当2万円、賞与引当金繰入額7,000円、法定福利費4,000円をそれぞれ追加するものでございます。業務費につきましては、給料93万1,000円、手当43万6,000円、賞与引当金繰入額33万6,000円、法定福利費27万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。総係費は、退職給付費14万9,000円の減額でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略をさせていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い予算第7条中「2,346万円」を「2,136万円」に改めるものでございます。

以上が、令和元年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎議案第22号 令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）

---

○議長（辻義雄） 日程第26、議案第22号令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました、議案第22号令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の、支出の補正であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の病院事業費用に118万7,000円を追加し、補正後の支出予定額を6億7,974万7,000円に改めるものであります。

内訳は、医業費用118万7,000円の追加で、給与費の追加であります。給料9万4,000

円の追加、手当79万8,000円の追加、賞与引当金繰入額17万1,000円の追加、法定福利費10万8,000円の追加、退職給付費1万6,000円の追加で、これらは人事院勧告に伴う給与改正による追加分であります。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明させていただきましたので省略させていただきます。

第3条は予算第6条に定めた、議会の議決を経なければ流用することができない経費を改めるもので、給与費に118万7,000円を追加することから、予算総額を4億4,142万4,000円に改めるものであります。

以上がただいま上程されました、令和元年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

13時34分 休憩

13時35分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎諸般の報告

---

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。ただいまから議題となります、同意第1号長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

---

## ◎同意第1号 長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（辻義雄） 日程第27、同意第1号長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） 同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について。ただいま上程されました、同意第1号長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明いたします。

この委員の任期は3年で、令和2年1月23日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。選任の同意を求める委員は3名の方であります。

1人目の方は、住所山越郡長万部町字旭浜123番地3、種市正志氏で、昭和22年8月22日生まれでございます。

2人目の方は、住所山越郡長万部町字長万部115番地、五島伸二氏で、昭和31年3月28日生まれでございます。

3人目の方は住所山越郡長万部町字共立44番地4、遠藤隆憲氏で、昭和32年3月25日生まれでございます。

以上3名の方を委員として選任したいので、ご同意くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

---

### ◎選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

---

○議長（辻義雄） 日程第28、選挙第1号選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。令和元年10月18日付で長万部町選挙管理委員会委員長から、現委員及び補充員の任期が令和2年1月16日をもって満了となるので、選挙を行いたい旨地方自治法第182条第8項の規定により通知がありました。従ってただいまから地方自治法第182条第1項の規定により選挙を行います。

選挙を行う選挙管理委員は地方自治法第181条第2項の規定により4人、補充員については同法第182条第2項の規定により、委員と同数の4人となっております。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項及び議会の運営に関する基準46の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よつて議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、廣澤範夫氏、堀江美知子氏、鹿島あつ子氏、菅野慶一氏、以上4人を指名したいと思ひます。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した4人の方を、選挙管理委員の当選人と定めることにし、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よつてただいま指名した廣澤範夫氏、堀江美知子氏、鹿島あつ子氏、菅野慶一氏、以上4人の方が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員には、白鳥邦雄氏、五島史郎氏、笹村和志氏、森恭一氏、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した4人の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よつてただいま指名した白鳥邦雄氏、五島史郎氏、笹村和志氏、森恭一氏、以上4人の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よつて補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

---

## ◎休会の決定

---

○議長（辻義雄） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により12月13日から16日までの4日間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よつて12月13日から16日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は12月17日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願ひます。

---

## ◎散会宣告

---

○議長（辻義雄） 本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

13時42分 散会

---